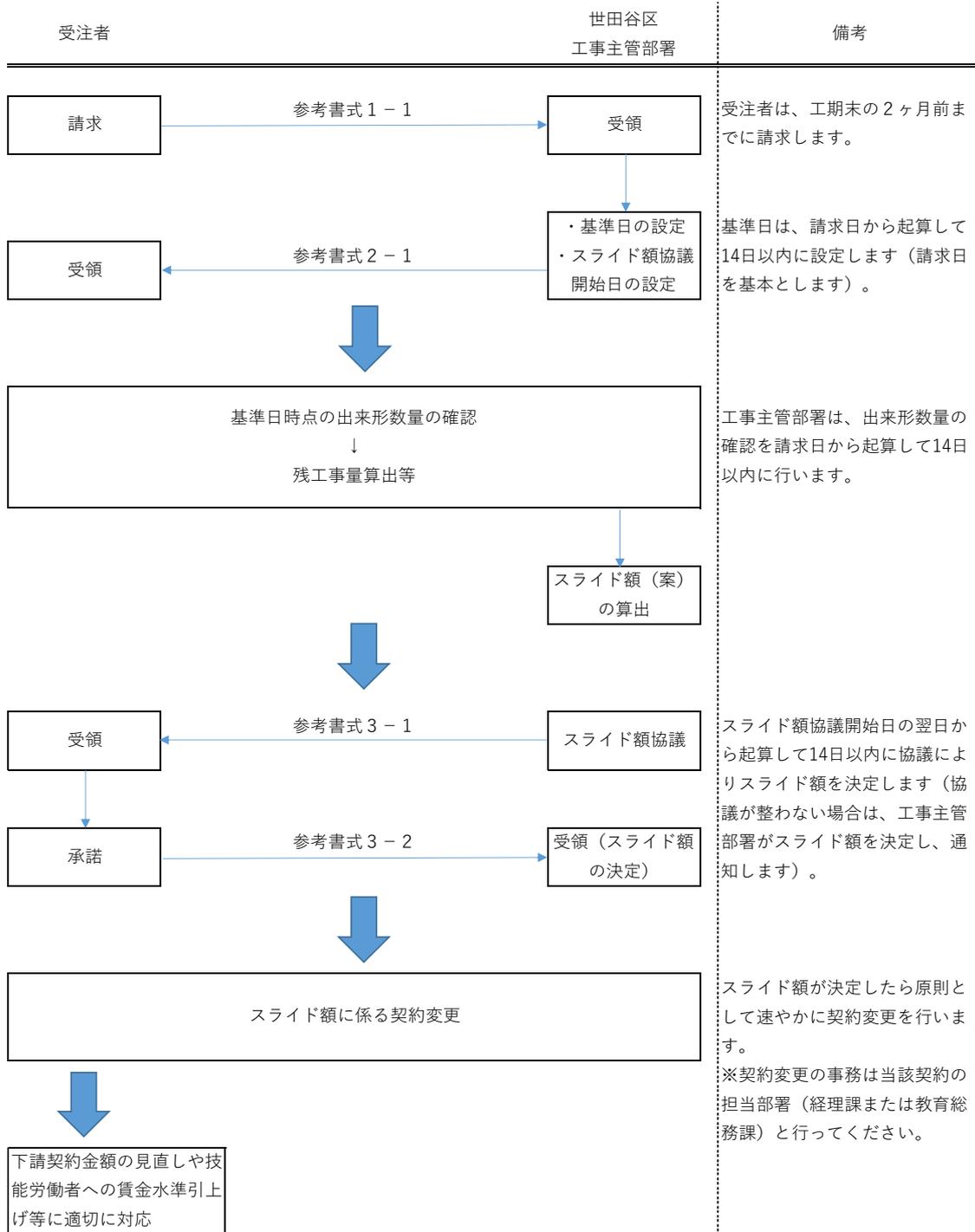


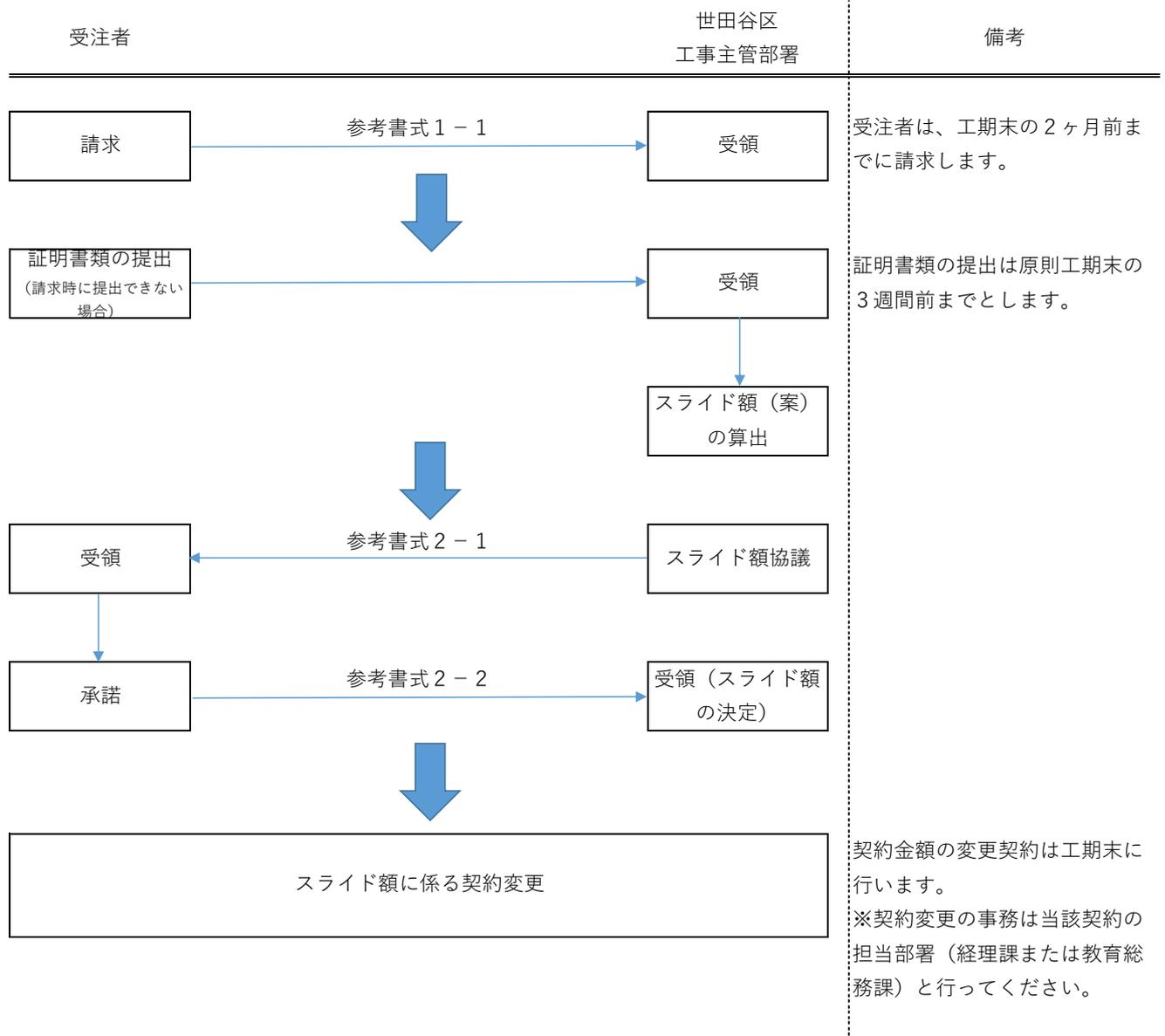
## スライド条項の運用概要

		全体スライド (契約約款 25 条 1～4 項)	単品スライド (契約約款 25 条 5 項)	インフレスライド (契約約款 25 条 6 項)
概要		契約締結の日から 12 ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときに適用できる条項	特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときに適用できる条項	予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときに適用できる条項
適用対象 工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、請求日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上あり、賃金水準の変更のあった時期を工期内に含む工事
金額 変更 方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く資材 ・鋼材類、燃料油 ・その他の資材	賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	変動前 の金額	残工事の請負代金	当該品目に該当する各材料の当初の価格（発注者が設定した実勢価格に数量、落札率を乗じた額）	残工事の請負代金
	変動後 の金額	基準日において区の積算単価に基づき算定した残工事の金額に落札率を乗じたもの	当該品目に該当する各材料の変動後の価格（実際に当該品目を搬入・購入した期間中の平均的な実勢単価に、数量、落札率を乗じた額） ※ただし、実際の購入価格（この場合には落札率は乗じない）の方が低い場合は、原則として実際の購入価格とする。	基準日において区の積算単価に基づき算定した残工事の金額に落札率を乗じたもの
	受注者 負担	残工事費の 1.5%	対象工事費の 1.0%	残工事費の 1.0%
提出書類		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更請求書</li> <li>・ 概算スライド額調書</li> <li>・ 出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料（監督員と相談の上添付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更請求書</li> <li>・ 契約金額変更請求額計算書</li> <li>・ 各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類（納品書、請求書、領収書等監督員と相談の上添付）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更請求書</li> <li>・ 概算スライド額調書</li> <li>・ 出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料（監督員と相談の上添付）</li> </ul>

全体スライド・インフレスライドの手続きフロー



単品スライドの手続きフロー



## スライド条項に関するQ&A集

### ●スライド条項全般

#### Q1-1 スライド条項とは何ですか。

建設工事の契約において、契約締結後の賃金水準又は物価水準の変動によって契約金額が不相当となった際に、発注者又は受注者が相手方に対して契約金額の変更を請求できることとする制度です。世田谷区の工事請負契約約款では第25条にその旨が定められています。

スライド条項には、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3種類があります。

#### Q1-2 どのような工事がスライド条項の適用対象となりますか。

それぞれのスライド条項について、以下の条件をすべて満たす工事が契約変更の対象となります。

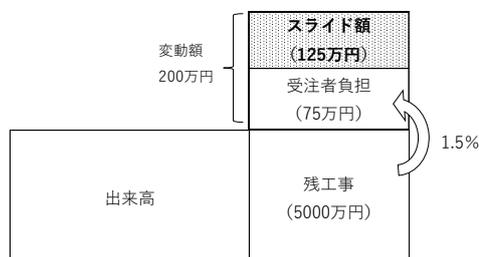
種類	条件
全体スライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工期が12ヶ月を超える工事</li> <li>・基準日（原則として請求日）以降、残工期が2ヶ月以上ある工事</li> <li>・変動額が残工事費の1.5%を超える工事</li> </ul>
単品スライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準日（原則として請求日）以降、残工期が2ヶ月以上ある工事</li> <li>・1品目による変動額が工事費総額の1%を超える工事</li> </ul>
インフレスライド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の改定）のあった時期を工期内に含む工事</li> <li>・基準日（原則として請求日）以降、残工期が2ヶ月以上ある工事</li> <li>・変動額が残工事費の1%を超える工事</li> </ul>

#### Q1-3 受注者負担率とは何ですか。

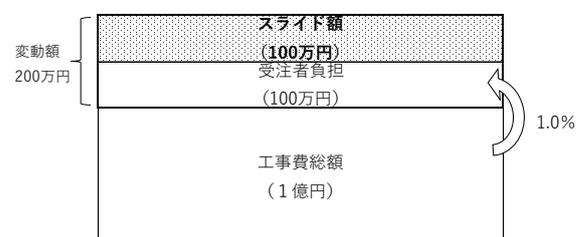
増額のスライドを行う際に、変動額のうち受注者が負担する割合です。

たとえば全体スライドにおいて、残工事費が5000万円、残工事費の変動額が200万円の場合、75万円（5000万円×1.5%）は受注者負担となるため、契約変更によって増額とするスライド額は125万円となります。

<全体スライドの例>



<単品スライドの例>



**Q1-4 各スライド条項を併用することはできますか。**

併用することができます。

ただし、以下の条件のもとで請求可能となります。

**【全体スライドとインフレスライドを併用する場合】**

インフレスライド適用後12ヶ月経過後に全体スライドの請求が可能となります。

なお、全体スライド適用後にインフレスライドの請求をする場合は、期間の条件はありません。

**【全体スライドと単品スライドを併用する場合】**

全体スライドによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライドで反映することは可能です。

その際、全体スライドと単品スライドとを併用した期間においては、

- ①単品スライドの変動前の単価は全体スライドの適用日の単価を用いる
- ②単品スライドに係る受注者負担は求めないこととします。

また、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる対象工事費には、全体スライドのスライド額を含むものとします。

**【インフレスライドと単品スライドを併用する場合】**

インフレスライドによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライドで反映することは可能です。

その際、インフレスライドと単品スライドとを併用した期間においては、

- ①単品スライドの変動前の単価はインフレスライドの適用日の単価を用いる
- ②単品スライドに係る受注者負担は求めないこととします。

また、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる対象工事費には、インフレスライドのスライド額を含むものとします。

## ●全体スライド

### Q 2-1 全体スライドとは何ですか。

契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときに適用できる条項です。

変動額のうち、残工事費の1.5%を超える額が契約変更の対象となります。

### Q 2-2 全体スライドの変更協議にはどのような提出書類が必要ですか。

変更請求書（参考書式1-1）、概算スライド額調書（参考書式1-2）に、出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料を添付して提出してください。添付資料の具体的な内容については、監督員と相談してください。

### Q 2-3 全体スライドは工事全体の変動額を対象とするものですか。

対象は、基準日（原則として請求日）時点での残工事のみです。

そのためスライド額の算定にあたっては、まず出来形数量の確認を行います。

### Q 2-4 出来形数量の確認はどのように行いますか。

出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して発注者が行いますので、受注者は確認にあたり必要な資料を提出してください。

なお、現場搬入材料については、監督員が搬入を確認したものを出来形数量として取り扱うほか、以下のとおりとします。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱います。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）は出来形の対象とします。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とします。
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱います。

### Q 2-5 全体スライドの請求は、契約期間中いつでも可能ですか。

契約締結から12ヶ月経過後で、かつ残工期が2ヶ月以上ある時期に限られます。

## ●単品スライド

### Q3-1 単品スライドとは何ですか。

特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不相当となったときに適用できる条項です。

対象となる材料価格の変動のみが契約金額変更の要素となるものであり、それに連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではありません。

品目ごとの変動額のうち、工事費総額の1%を超える額が契約変更の対象となります。

### Q3-2 単品スライドの変更協議にはどのような提出書類が必要ですか。

変更請求書（参考書式1-1）、契約金額変更請求額計算書に、各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の弦巻を証明する書類を添付して提出してください。

添付資料は、納品書、請求書、領収書等を想定していますが、具体的には監督員と相談してください。

### Q3-3 鋼材類とは具体的にどのような材料を指しますか。

H形鋼、異形棒鋼、圧板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料を対象とします。

ただし、鋼材類を一部にしか含まないコンクリート二次製品等や、価格変動の要因が鋼材とは異なる非鉄金属は対象としません。

### Q3-4 燃料油とは具体的にどのような材料を指しますか。

ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油を対象とします。

### Q3-5 その他の資材には具体的にどのような材料が対象となりますか。

その他の資材については、価格上昇要因が明確であると発注者が認めた材料とし、個別協議によるものとします。

【品目の例】アスファルト類、コンクリート類、木材類、石材類、ガラス類

### Q3-6 複数の品目あわせて変動額が工事費総額の1%を超えれば適用対象となりますか。

1品目の増額分が工事費総額の1%を超える場合のみ、適用対象となります。

たとえば、工事費総額が5000万円、鋼材類による増額が35万円（0.7%）、燃料油による増額が25万円（0.5%）の場合は適用対象とはなりません。

### Q3-7 単品スライドの請求は、契約期間中いつでも可能ですか。

残工期が2ヶ月以上ある時期に限られます。

## ●インフレスライド

### Q4-1 インフレスライドとは何ですか。

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときに適用できる条項です。

賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の改定）がなされた日以降に請求できるものとし、変動額のうち、残工事費の1%を超える額が契約変更の対象となります。

### Q4-2 インフレスライドの変更協議にはどのような提出書類が必要ですか。

変更請求書（参考書式1-1）、概算スライド額調書（参考書式1-2）に、出来高、残工事の既定額、単価の変動及び上昇額についての資料を添付して提出してください。添付資料の具体的な内容については、監督員と相談してください。

### Q4-3 インフレスライドは工事全体の変動額を対象とするものですか。

対象は、基準日（原則として請求日）時点での残工事のみです。

そのためスライド額の算定にあたっては、まず出来形数量の確認を行います。

### Q4-4 出来形数量の確認はどのように行いますか。

出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して発注者が行いますので、受注者は確認にあたり必要な資料を提出してください。

なお、現場搬入材料については、監督員が搬入を確認したものを出来形数量として取り扱うほか、以下のとおりとします。

- ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱います。
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）は出来形の対象とします。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とします。
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱います。

### Q4-5 インフレスライドの請求は、契約期間中いつでも可能ですか。

賃金水準の変更（公共工事設計労務単価の変更）がなされた日以降で、かつ残工期が2ヶ月以上ある時期に限られます。